

令和 7 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画からの主な変更点等

I 公共用水域の水質測定計画

5 測定項目及び測定頻度

(1) 河川 (本体 3、6、7 ページ)

① 生活環境項目

大腸菌数について、令和 7 年度の測定の結果、隔月で実施している河川の大部分が年間を通じた評価で環境基準未達成となったため、全地点で頻度を毎月重点化する。

ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) について、直近過去 5 年間で基準値超過がなく、検出されても十分に低いレベルであることから、頻度を年 2 回から年 1 回に効率化する (検出頻度の高い冬季のみ実施)。

② 健康項目

ほう素について、従来どおりの考え方に基づき、年 1 回の測定で検出された地点は、動向を詳細に確認するため頻度を年 4 回重点化し、年 4 回の測定で 5 年間検出されなかった地点は、頻度を年 1 回に効率化する。

番号	地点	測定機関	項目	現行の測定頻度	近年の状況	新たな測定頻度
48	角川 (角川橋)	富山県	ほう素	年 1 回	検出あり	年 4 回

③ 要監視項目

従来どおりの考え方に基づき、令和 8 年度は次のグループ 3 の 10 項目を測定する。

28 項目について、過去の検出項目は毎年測定し、その他の項目は 3 グループに分類し 3 年で一巡するように測定する (3 年ローリング)。

区分	検出項目 (3 項目・毎)	その他の項目 (25 項目・3 年ローリング)
グループ 1 (令和 8 年度)	ニッケル モリブデン 全マンガン	農薬 A ^{※1} 、フェノール、ホルムアルデヒド (10 項目)
グループ 2 (令和 9 年度)		オキシシン銅、フタル酸ジエチルヘキシル、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン (4 項目)
グループ 3 (令和 10 年度)		VOC 等 ^{※2} 、フェニトロチオン、イソプロチオラン、フェノブカルブ、アンチモン、ウラン (11 項目)

※1 農薬 A (8 項目): イソキサチオン、ダイアジノン、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、イプロベンホス、クロルニトロフェン

※2 VOC 等 (6 項目): クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン

④ 特殊項目

変更なし

(2) 湖沼（本体3、4、8ページ）

① 生活環境項目

変更なし

② 健康項目

従来どおりの考え方に基づき、令和8年度は次のグループ2の13項目を測定する。

調査開始以来、測定値が環境基準を超過したことがなく、また発生源からの汚濁物質の流入が少ないことから、測定項目を2グループに分類し、各項目隔年で測定する。

区分	測定項目
グループ1 (令和9年度)	ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、ふっ素、ほう素（13項目）
グループ2 (令和8年度)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、 アルキル水銀*、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン（13項目）

※アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定を実施する。

③ 要監視項目

変更なし

(3) 海域（本体4、8ページ）

① 生活環境項目

変更なし

② 健康項目

その他の富山湾海域においては、従来どおりの考え方に基づき、令和8年度は次のグループ1の16項目を測定する。

その他の富山湾海域の5地点においては、過去の検出状況を踏まえ、測定項目を2グループに分類し、各項目隔年で測定する。

区分	測定項目
グループ1 (令和9年度)	ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素* ² （16項目）
グループ2 (令和8年度)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、 アルキル水銀* ¹ 、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素* ² 、 1,4-ジオキサン（9項目）

※1 アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定する。

※2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については毎年測定する。

③ 要監視項目 変更なし

④ 特殊項目等

富山湾のCODが基準を超過する事例が増えてきていることから、内部生産の指標となるクロロフィルaの測定地点数を7地点から全環境基準点（22地点）とし、富山湾全域の傾向の把握に努める。

6 測定方法、報告下限値等（本体4、11～13ページ）

変更なし。

II 地下水の水質測定計画

4 調査区分ごとの調査概要

(1) 概況調査 (本体14、17、18、22ページ)

測定地点選定は、従来どおりの考え方にに基づき、令和8年度は10市4町の76地点で測定を実施する。

県内平野部の4kmメッシュ分割により調査区域を設定し、測定地点は、各調査区域をさらに4つに分割した2kmメッシュ毎に定点1地点を設定する。

測定は、毎年4kmメッシュ毎に1地点で行い、2kmメッシュ毎に設定された4つの定点を4年で一巡する。

(2) 継続監視調査 (本体15、16、19ページ)

変更なし

(参考) 継続監視調査の終了までの流れ

① 継続監視調査を実施している地域の全ての調査地点において、3年以上、環境基準値以下

↓

② ①の次年度

過去の調査結果を踏まえて、最も濃度の高い季節に継続監視調査と同じ調査地点において、年1回の調査を行い、全ての調査地点で環境基準値以下

↓

③ 当該地域での継続監視調査を終了

※4年後に環境基準の達成状況を確認するため再度調査を実施

なお、新たな地下水汚染などは発見されていないため、新たに継続監視調査を実施する地域はない。

5 測定方法、報告下限値等 (本体16、20～21ページ)

変更なし